

風俗営業【許可営業】

■ 営業種別

[風俗営業]

改正後	
1号営業	キャバレー、社交飲食店、料理店等
2号営業	低照度飲食店
3号営業	区画席飲食店
4号営業	マージャン店、パチンコ店等
5号営業	ゲームセンター等

■ 営業地域の規制

○住居専用地域・住居地域・準住居地域に営業所を設置することは原則として制限されています。

○保護対象施設として指定された施設の周辺に営業所を設置することは制限されています。

保護対象施設 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。)	用途地域	制限距離
学校、図書館、児童福祉施設、博物館、病院及び 診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）	商業地域	保護対象施設の敷地から 50メートル以内の地域
	上記以外の地域	保護対象施設の敷地から 100メートル以内の地域

※上記の制限が除外される営業所

- ・ 祭礼、縁日その他の地域的慣習による催しが開催される地域において、3ヶ月以内の期間に限って営まれる遊技場
- ・ 特定の地域にあるホテル営業又は旅館営業に係る建物（フロント、玄関帳場のある建物に限る。）内において営む1号営業又は4号営業（4号営業については、まあじゃん屋に限る。）

※上記の制限が除外される地域

- ・ 住居地域及び準住居地域のうち、
 - 1 特定の道路の境界線から20メートル以内の地域
 - 2 前記1の地域以外の住居地域及び準住居地域で、同地域と近隣商業地域、商業地域又は上記に掲げる地域との境界線上に営業所家屋の一部が所在する場合にあつては、その境界線から30メートル以内の当該営業所家屋の敷地の地域
- ・ 商業地域内のうち、
「甲府市丸の内1丁目14番から16番まで及び19番から21番まで、同市中央1丁目1番から9番まで及び12番から21番まで及び同市中央4丁目3番、4番及び8番」は、保護対象施設の敷地から50メートル以内の地域

■ 営業時間の制限等

次の時間帯は営業時間が制限されます。

○午前0時から午前6時まで（パチンコ店等を除く）

《制限が除外される日》

8月14日～同月17日及び12月16日～翌年1月11日の間は、翌日午前1時まで営業することが

できます。

《制限が除外される地域》

甲府市内の特定の地域については、上記の月日に関係なく翌日午前1時まで営業することができます。

○パチンコ店等・・・午後11時から翌日午前10時まで

○ゲームセンター等の営業所に少年を立ち入らせることの制限

- ・16歳未満の少年・・・・・・・・・・午後6時後午後10時前の時間において、ゲームセンター等に客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めていることとしています。
また、午後10時以降は保護者同伴であっても、立ち入らせることが禁止されています。
- ・16歳以上18歳未満の少年・・・午後10時以降に立ち入らせることが禁止されています。

■ 許可を受けることができない人

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪（風営法第4条第1項第2号に列記）を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 集团的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実行することができない者
- 風俗営業の許可を取り消されて5年を経過しない者
- 法人の役員、法定代理人が上記の事項に該当するとき
等

■ 営業所の基準

営業所の構造設備が次の基準を満たしている必要があります。

- 客室の床面積の基準
 - ・1号営業・・・16.5平方メートル以上（和風は9.5平方メートル以上、一室の場合は制限なし）
 - ・2号営業・・・5平方メートル以上（客に遊興させる態様の営業は33平方メートル以上）
- 営業所の外部から客室が見えないこと。
 - ・4号営業、5号営業は除く
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
 - ・3号営業は除く
- 善良な風俗等を害するおそれのある写真、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口に施錠の設備がないこと。
- 営業所の照度
 - ・1号営業、2号営業・・・・・・・・・・5ルクス以上
 - ・3号営業、4号営業、5号営業・・・・10ルクス以上
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること。
等

■ 申請書・添付書類等

営業を営もうとする場合の申請に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

- 許可申請書

- 営業の方法を記載した書類
- 営業所に係る賃貸借契約書、建物に係る登記事項証明書及び使用承諾書等
- 営業所の平面図（照明設備、音響設備の配置図も含む）
- 営業所の周囲の略図
- 営業者に係る書類（個人の場合）

- 本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 市区町村長の身分証明書
- 誓約書（管理者にあっては、2種類）

- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る上記枠内の書類
- パチンコ店等の場合は、遊技機に係る検定通知書の写し及び製造業者の保証書等
- 管理者に係る上記枠内の書類
- 管理者の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

■ 許可申請手続の流れ

1 申請書・添付書類等準備



2 営業所の所在地を管轄する公安委員会へ申請

（許可を受けようとする営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課へ提出してください。）



3 申請書が到達した後に審査及び調査を行います。

- ・ 許可を受けることができる方かどうか。
- ・ 営業所が営業所の設置を制限する地域に設置されていないかどうか。
- ・ 営業所の構造及び設備が基準に適合しているかどうか。

等



4 許可の場合は許可証が交付されます。

不許可の場合は不許可通知書が交付されます。

■ 風俗営業申請手数料

次の区分に応じた手数料を山梨県収入証紙により納付していただく必要があります。

区分	手数料徴収項目	手数料
許可	パチンコ店等を除く。	24,000円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	15,400円
	パチンコ店等に限る。	※ 27,800円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	※ 19,200円
許可の特例 (震災等滅失)	パチンコ店等を除く。	30,800円
	パチンコ店等に限る。	※ 34,600円
短期営業(※1) の許可	パチンコ店等を除く。(例:射的、輪投げ等)	14,000円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	5,400円
	パチンコ店等に限る。	※ 17,800円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	※ 9,200円
許可証の書換え		1,500円
許可証の再交付		1,200円
特例認定(※2)(許可証の書換え手数料を含んだ額)		13,000円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	10,000円
相続承認(許可証の書換え手数料を含んだ額)		9,000円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	3,800円
合併承認(許可証の書換え手数料を含んだ額)		12,000円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	3,800円
分割承認(許可証の書換え手数料を含んだ額)		12,000円
	同時に同一業種の2つ以上の許可申請を行う場合	3,800円
構造(設備)の変更の承認		9,900円
遊技機の認定(既に設置されている遊技機の期間延長)		1台4,340円
	同一型式について複数台認定を受ける場合の2台目以降の加算額	2台目以降、1台につき40円加算
遊技機の変更承認	認定機のみの場合	申請書1通ごと 2,400円
	検定機のみ又は検定機・認定機混在の場合	※ 5,200円
管理者講習		講習1時間につき650円 (4時間講習のため2,600円)
手数料の ※ は、遊技機台数×40円を加算します。 (※1) 短期営業：3ヶ月以内の期間に限った営業 (※2) 特例認定：過去10年以内に法第24条第5項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと等		